高

龄

福

委広を業齢

応見進こ員い策計者市

を述つか一見し、祉は

待ててのを反す成画平 ちい、高募映。24と成

した積齢集さそ / 介23

てだ極者しせこ26護年

いけ的施まるで年保度

まるに策すた、度険に

す方ごの、め幅、事高

絡住募6540集で平ま本

`法以64数る

上歳

のの

方方

1 1

人人

選受ま※介

2

`はの

間員属

ので機

会な関

議い等

に方の

出

席

さ険か

れ制ら

た度の

書に高

類必齢

は要者

返な福

却こ祉

しとや

委

員

方昼職附

おべいら部をま平計

市

立

幼

稚

臮

C"

臮

庭

開

放

を

行

LI

ま

て現る

7

満在40本

しで以に

い次の年

るの方以

方条一上

`上1

件 4 住

を月ん

す1で

く日ン

だ度トやし連る。提、絡

_ 提、

祉自をマ応氏

課由記に募名

提8しい理年

出りたて由齢

て字ポ意記職

く程1見入業

し0レのを

3 く市ほ8

`所番

6市福地1

1

は役359

9

2

に、述つの

。福式等1、

対の意推

た一歳市象募をにれの意定画福で

応

いを様案テ先所方歳(人き日た市

申

4 詳八八〒込当考付せ提護こ1

4 し街街 2 先該結期ん出保れマ

者

に

通

知

L

ま

応果間

月

1

日

(

25

日

○いの同

。しコも

7

止開门

放シ保

しョ護

てン者

時

30

市問

毎川午4八ま場士子

週上後月街すとのど

金園30火幼雨園ユ遊

詳時每園八午毎朝午

し30日と街後週陽後

く分実も第2月幼2

はい施夏一時・稚時

各時ま・川3曜

幼30す冬上時日

午業陽

前日幼

市

市

☎立☎立☎立い

4 朝 4 川 4 八合

4陽4上4街わ

3 幼 5 幼 3 第 せ

5 園 5 園 2 幼だ

稚|稚

知30, 種分。季・30 園 (休朝分

に

`11し季・ / 木園 /

分・稚天庭ニび

(6 園中をケ場

火幼15第

・稚時日一へ

3 日

時(水)

9 は稚※

30

分

街 1 ノパ ス の 部 が 供 用 開 始 5 れ ま す

のめを開た 東て目始八広 北い処に街報 地まにつバ3 方し供いイ月 太た用てパ号 平がすはスで 洋、る、のお 沖こ準4一知 での備月部ら 発たを中供せ 生び進旬用し 始る こ時し 時影たと期た 期響だにが地

> と用 す開 る始 1 木

1 事 詳 り 4 務しま 6 所くす 課千 25葉 4 県 8 即 3 旛

| 土

祉 画 がなしな4震変ど、り月に 更に今ま下よ 議 とよ後し旬り なり、余。定なる。 会 る、余こ供震 委員 と用に も開よ を 公 募

へ調は、整

1 稚さ 7 4 役 祉 29 1 1 す 1 園い 9 所課 0 1 へ福 0 1 祉 課 4月から児童扶養手当

額などが減額されます 児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉 に関する各種手当は、物価の変動に応じて額 を改定する物価スライド制がとられています。 前年度の全国消費者物価指数の下落 (△0. 4%)にともなって、手当額が減額されます。

旧窑灶羔千山

各種手当額の改定は次のとおりです。

区	分	23年3月まで	23年4月から			
		(4月期支払まで)	(8月期支払以降)			
全部支給	(月額)	41,720円	41,550円			
一部支給	(日痴)	41,710円	41,540円			
口小人们	(万領)	~9,850円	~9,810円			

- ※上記は、対象児童が1人の場合の手当です。
- ※第2子については月額5000円、第3子以降 については、1人につき月額3000円が加算 されます。
- ※一部支給額は、所得に応じて決定されます。 詳しくは、市役所児童家庭課☎443−1

特別児童扶養毛当筌

197970至1人及 1 日 日					
区 分	改定前(月額)	改定後(月額)			
特别児童扶養手当(1級)	50,750円	50,550円			
特别児童扶養手当(2級)	33,800円	33,670円			
特別障害者手当	26,440円	26,340円			
障害児福祉手当	14,380円	14,330円			
福祉手当(経過措置分)	14,380円	14,330円			

詳しくは、市役所福祉課☎443−1649へ。

消費生活相談日が増えました

ま

す

市では、商品やサービスなど消費生活に関す る相談・苦情等に対応するため、消費生活相談 を実施しています。

消費生活相談件数は、近年増加傾向にありま す。

近年消費者を取り巻く状況も、携帯電話やイ ンターネットのトラブル、ヤミ金・サラ金など の借金問題、振り込め詐欺、マルチ商法、訪問 リフォーム工事契約など、複雑かつ多様化して きています。

これら消費生活相談を迅速に解決するため、 週4日であった相談日が今月より週5日(月~ 金曜日、祝日を除く)になりました。

詳しくは、八街市消費生活センター☎443 -9299

4月の移動交番情報

開設	開設場所				
7 日休·14日休· 21日休·28日休	午後2時~3時	八街駅南口			
14日(木)	午前10時~正午	文違コミュニ ティセンター			
15日金	午後2時~3時	富山コミュニ ティセンター			

※諸事情により開設できない場合もあります。 詳しくは、佐倉警察署☎484−0110へ。